

## 調整給付金（不足額給付分）（※）申請書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した定額減税を補足する給付金（当初調整給付）（以下「当初調整給付」という。）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

当初調整給付とは、令和6年度に実施した所得税・住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度の住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
出雲市長 宛て



※次の確認欄に該当する方は、支給対象者に該当する可能性がありますので、裏面の支給要件を確認して、令和7年9月30日（火）までに、この申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して申請してください。

※本様式を受理後、出雲市において給付要件に該当するか審査のうえで、記入いただいた現住所に確認書を送付します。確認書に、口座番号等を記入のうえ、再度提出していただきます。

### 【確認欄】

下記及び裏面の内容を確認し、下記①～③のうち該当するものいずれか一つに☑してください。

- ① 当初調整給付に不足があります。
- ② 令和5年、令和6年に青色事業専従者または事業専従者です。
- ③ 令和5年分、令和6年分の合計所得金額が48万円超です。

### (確認事項)

- この申請書に不備があった場合や、必要な添付書類を提出しただけなかった場合は、確認書の送付ができません。
- 記入不備や書類の不足があった場合に、ご記入いただいた電話番号にご連絡する場合がございますので、必ず連絡がとれる番号をご記入ください。  
(ご連絡がとれず、不備を解消できなかった場合は、申請を受理できません。)
- 市長は、偽りその他の不正の手段により又は支給要件を満たしていないにもかかわらず本給付金の支給を受けた者に対し、本給付金の支給決定を取り消し、返還を求める場合があります。

### 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
令和5年12月1日時点にお住まいだった住所	令和6年1月1日時点にお住まいだった住所	
<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる (住所 )	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる (住所 )	
令和6年6月3日時点にお住まいだった住所	※現住所と異なる場合は当時お住まいだった住所を必ず記入してください。支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。	
<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる (住所 )		

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

## 支給要件・提出書類について

### (1) 【表面【確認欄】①の方】

下記の支給要件に該当する場合、これに従い出雲市において算定した支給額が支給されます。出雲市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

#### 【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

- I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数<sup>※1</sup> - 令和6年分所得税額  
※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数<sup>※2</sup> - 令和6年度分個人住民税所得割額  
※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- III 調整給付金(当初給付分)の額

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 『調整給付金(不足額給付分) 申請書(本書類)』</li><li><input type="checkbox"/> 『本人確認書類』 申請者の運転免許証、健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しを下の本人確認書類等貼付欄に貼り付けてください。</li><li><input type="checkbox"/> 『調整給付金の支給確認書の写し、支給決定通知書 など』 (出雲市から支給した方は不要) 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料を添付してください。 上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料(税額決定通知書、課税証明書等)を添付してください。</li><li><input type="checkbox"/> 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 令和6年分所得税の確定申告書の写し』</li></ul>
------	---

### (2) 【表面【確認欄】②・③の方】

下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円(※)**が支給されます。出雲市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

#### 【支給要件】

次の要件をすべて満たす方

- ① 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割について、定額減税前税額がともに0円(本人として、定額減税対象外であること)
- ② 税制度上、「扶養親族」対象外(青色事業専従者・事業専従者(白色)、合計所得金額が48万を超える方など)
- ③ 令和5年度、令和6年度の低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 『調整給付金(不足額給付分) 申請書(本書類)』</li><li><input type="checkbox"/> 『本人確認書類』 申請者の運転免許証、健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しを下の本人確認書類等貼付欄に貼り付けてください。</li><li><input type="checkbox"/> 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 令和6年分所得税の確定申告書の写し』 ※ 支給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写しを添付してください。</li><li><input type="checkbox"/> 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し等』 ※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみ添付してください。</li></ul> <p>次の2つの書類は、令和6年1月2日以降に出雲市に転入された方のみご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し』 ※ 支給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写しを添付してください。</li><li><input type="checkbox"/> 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し』</li></ul>
------	--

## 申請者 本人確認書類貼付欄

運転免許証、健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(いずれか1つ)